

安城市農業委員会議事録（総会）	
日 時	令和５年７月２０日（木） 開会 午後１時５０分 閉会 午後２時３５分
会 場	安城市役所本庁舎３階 第１０会議室
委員会を構成 する委員数	法第８条による委員数 １４名 法第１８条による委員数 ２８名
出席委員数	法第８条による委員数 １４名 法第１８条による委員数 ２８名
欠席委員	なし
仮議長	山村 京子 委員
議長	農業委員会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、大岡事務局課長、杉浦係長、細井主査、今泉主査、 池田主事、青山
議事録署名者	仮議席番号１ 犬塚伊佐夫 委員 仮議席番号２ 岩瀬 正則 委員

総会の記録

午後１時５０分、大岡課長は令和５年農業委員会総会の成立について次のとおり報告した。

始めに、令和５年安城市農業委員会総会を開催するに当たりまして、総会成立についての報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員数は「１４名」です。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定による、総会の開催に必要な定数である、在任委員の過半数に達していますので、総会が成立することをご報告いたします。

では続きまして、本日は、新体制への移行後最初に行われる総会でございますので、始めに三星市長からごあいさつをいただきます。

三星市長 あいさつ（あいさつ後、公務のため退席）

続いて、仮議長の選出について、農業委員として２期目以上を迎えられた方の中で女性委員である、山村京子委員を指名して差し支えないかを諮ったところ全員異議無く了承。

午後２時００分、山村京子委員は仮議長となり開会を宣するとともに、議事録署名者を仮議長より指名して差し支えないかを諮ったところ全員異議なく了承され、次のとおり決定した。

議事録署名者 仮議席番号１ 犬塚伊佐夫 委員 仮議席番号２ 岩瀬正則 委員
また、欠席者はなしと報告

続いて仮議長は協議事項に従い、下記のとおり議案を上程

○日程第１ 第１号議案 会長及び会長職務代理者の選出について

上記議題について仮議長より会長及び会長職務代理者の選出方法について諮ったところ、次のとおり意見があった。

○ 岩瀬正則 委員

従来どおり指名推薦による方法がよいと思います。

仮議長が異議がないか諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、会長の推薦について諮ったところ、次のとおり意見があった。

○ 杉浦和彦 委員

会長には、前農業委員会の会長として活躍された林茂樹委員を推薦いたします。

仮議長が林茂樹委員を会長に決定することに異議がないか諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、会長職務代理者の推薦について諮ったところ、次のとおり意見があった。

○ 太田千尋 委員

会長職務代理者には、女性農業委員の地位向上を図るためにも、既に農業委員としての経験があり、行動力のある太田良子委員を推薦いたします。

仮議長が太田良子委員を会長職務代理者に決定することに異議がないか諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、大岡課長より、会長と会長職務代理にあいさつを求めた。

林茂樹会長 あいさつ

太田良子会長職務代理者 あいさつ

続いて、大岡課長は安城市農業委員会総会会議規則第6条の規程により、以降の議事の取り回しを会長に求めた。

会長は議長となり、協議事項に従い、下記のとおり議案を上程

○日程第2 委員の議席の決定について

上記議題について、議長より以下のとおり説明があった。

委員の議席につきましては、安城市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、委員の議席は会長が定める、とありますので、会長において決定をさせていただきます。

それでは、事務局より発表してもらいます。資料の配布をお願いいたします。

(各委員に資料「安城市農業委員会委員議席」を配布。)

続いて、大岡課長は、委員の議席を発表。

議長は、発表した委員の議席の決定を宣する。

○日程第3 第2号議案 農地利用最適化推進委員の選任について

上記議題について、杉浦係長より以下のとおり説明があった。

候補者につきましては、今年の1月から2月に掛けて募集をいたしましたところ、定数28人に対し、推薦と応募を合わせて28人からの届出がございましたが、いずれの方も、農業従事年数や地域貢献度などに問題はなく、かつ、農業委員会等に関する法律第8条第4項に規定する欠格事由にも該当しないことが確認できましたので、全員を適任とすることといたしました。農地利用最適化推進委員の選任につきまして、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承され、農地利用最適化推進委員が入室するまでの間、総会を暫時休憩とした。

午後2時15分 休憩

午後2時20分、議長が休憩を解き、総会を再開した。

続いて、農地利用最適化推進委員の辞令の交付について、杉浦係長より以下のとおり説明があった。

委嘱辞令は、本来であればお一人ずつ会長からお渡しいただくところですが、時間の都合もありますので、農地利用最適化推進委員を代表して新美重三推進委員に辞令をお渡しさせていただき、その他の推進委員の辞令につきましては、机上に配付させていただいております。

会長より、新美重三推進委員に辞令を交付する。

○日程第4 農地利用最適化推進委員の席の決定について

上記議題について、議長より以下のとおり説明があった。

推進委員の議席につきましては、安城市農業委員会総会会議規則第5条の規定によ

り、推進委員の議席は会長が定める、とありますので、会長において決定をさせていただきます。

それでは、事務局より発表してもらいます。資料の配布をお願いいたします。

（各委員に資料「安城市農業委員会農地利用最適化推進委員席」を配布。）

続いて、大岡課長は、委員の議席を発表。

議長は、発表した委員の席の決定を宣する。

続いて、仲道事務局長から農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員の紹介が行われた。

○日程第5 第3号議案 運営委員の選出について

上記議題について、杉浦係長より以下のとおり説明があった。

推進委員には、それぞれの担当区域がございますが、別に、5・6人の担当区域を一つのまとまりとする大きな区域を、市内に5つ設けてございます。そして、この大きな区域の各代表として選出された5人の推進委員のことを運営委員と呼んでおります。

運営委員の主な役割としましては、毎月の農業委員会定例会の1時間前に開催する運営委員会という会議に会長、会長職務代理者及び事務局とともに出席をしていただくことがございます。この運営委員会では、農業委員と推進委員との連携を密にし、推進委員の現場からの意見、要望を農業委員会に届けることや、定例会に諮る議題の事前審議のほか、農業委員会の運営にかかわる様々な案件についての意見聴取などを行っています。

そして、6年前の平成29年7月の新体制発足時、つまり、本市農業委員会に初めて運営委員会が置かれることとなったときの取決めにより、運営委員は1年ごとに交代することになっていますので、本日は現体制の任期1年目の運営委員を選出していただくことをお願いいたします。

では次に、選出の方法ですが、今回は改選直後ということもありますので、第24期から引き続き推進委員となられた方の中から選出するのを前提としまして、対象となる皆様には、事前に各区域内でご協議と調整をいただきまして、候補となる5名の方を事務局に報告していただいております。したがって、その結果に基づきまして順に申し上げますと、第1区域は荒木久寿推進委員、第2区域は、待田智推進委員、第3区域は日高広勝推進委員、第4区域は杓名重康推進委員、第5区域は大島清隆推進委員をお願いすることを提案させていただきたいと考えます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後 2 時 3 5 分、議長は閉会を宣する。